

令和5年度

江ノ口連携協議会（愛称：江ノ口plus）

総会

議案書

日時：令和5年6月7日）18：00～

場所：江ノ口小学校2階図書室

令和5年度江ノ口連携協議会（江ノ口plus） 総会次第

1. 開会

2. 開会挨拶

3. 自己紹介

4. 議長選出

5. 議事

第1号議案 令和4年度活動報告

第2号議案 令和4年度収支決算報告・監査報告

第3号議案 令和5年度事業計画・収支予算（案）について

第4号議案 その他

6. 議長退任

7. 閉会挨拶

8. 閉会

第1号議案 令和4年度活動報告

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

事業成果報告書

実施団体: 江ノ口連携協議会

事業	事業概要	実施時期等	備考
地域のごみ収集について	<p>①事業の目的 地域における可燃ごみ・不燃ごみ収集の実態を知る。</p> <p>②事業の内容 ごみ収集日、収集場所、整理等のアンケート、説明会の開催。</p> <p>③期待される効果 地域のごみ処理の実態を知る。環境問題を考える。</p>	<p>①実施時期 2022/11/1～ 2023/3/15</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校</p> <p>③参加人数 3～13人</p>	<p>・主催団体 江ノ口小学校</p> <p>・共催団体 江ノ口連携協議会</p> <p>・協力団体 江ノ口地区町内会 連合会</p>
協議会の運営事業	<p>①事業の目的 協議会を運営するため、総会や理事会等の会議や各種事務を実施するもの。</p> <p>②事業の内容 総会1回、理事会3回、HP更新。</p> <p>③事業の成果 地域コミュニティ計画・同アンケート等について検討。</p>	<p>①実施時期 2022/6/6～ 2023/3/15</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校</p> <p>③参加人数 10～20人</p>	<p>・主催団体 江ノ口連携協議会</p>

会長・事務局等活動報告

年/月/日	内容
令4/04/08	令和4年度監査
05/16	令和4年度総会資料の作成
06/06	令和4年度総会
07/19	信金通帳会長名の書き換え
08/30	江ノ口小・打ち合わせ 9/03：町内会長へアンケート依頼発送
10/11	理事会（江ノ口小図書室）
11/08	地域のごみ収集の説明会（江ノ口小4年生、山崎、中内、松田）
11/23	地域連携協議会全体交流会（あんしんセンター：門田・松田）
11/30	江ノ口小打ち合わせ
令5/01/13	理事会（江ノ口小図書室）
02/21	役員会（近藤副会長の会長代行承認、規則の一部改正案了承）
03/13	「地域のごみ収集について」町内会・役員へ配布、HPへアップ
03/15	運営・活動事業結果の市への報告

第2号議案 令和4年度決算報告・監査報告

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

収支決算書

実施団体：江ノ口連携協議会

【収入の部】

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	内訳
高知市地域内連携協議会 活動促進事業費補助金	160,000	160,000	0	
自己資金	0	0	0	
合計	160,000	160,000	0	

【支出の部】

(単位：円)


事業	項目	予算額	決算額	増減	内訳
地域のごみ収 集について	謝礼金等	20,000	10000	10000	説明会講師謝金
	旅費・交通費	20,000	0	20000	
	通信費	10,000	6840	3160	アンケート依頼・ 成果の送付
	印刷製本費	50,000	24320	25680	成果の製本
	手数料	10,000	0	10000	
	小計	110,000	41160	68840	
協議会の運営 事業	消耗品	30,000	12213	17787	封筒、用紙、模造 紙、インク等
	通信費	20,000	26498	▲ 6,498	切手、ハガキ等 サーバー使用料
	小計	50,000	38711	11289	
	合計	160,000	79871	80129	

令和 4 年度監査報告書

令和 4 年度の江ノ口連携協議会運営費及び活動費の収支決算の内容について、収支計算書、領収証等関係書類を監査した結果、適正に執行されていると認められるので、ここに報告いたします。

令和 5 年 4 月 13 日

監 事 進 本 三 鶴 

監 事 小 角 隆 幸 

第3号議案 令和5年度活動計画・予算（案）
高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

令和5年度事業計画
実施団体：江ノ口連携協議会

事業	事業概要	実施時期等	備考
江ノ口地区区民運動会	<p>①事業の目的 地域の多くの方々の連携に努める。</p> <p>②事業の内容 地域の町内会対抗で運動会を行う。</p> <p>③期待される効果 地域の多くの方々が集まり親睦を深める。</p>	<p>①実施時期 令和5年10月</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校</p> <p>③参加人数 100人～120人</p>	<p>・主催団体 江ノ口体育会</p> <p>・共催団体 江ノ口連携協議会 地区町内会連合会</p>
江ノ口小学校150周年記念祭	<p>①事業の目的 江ノ口小学校150周年を祝って記念事業を行う。</p> <p>②事業の内容 江ノ口の歴史について総合学習で学び、成果を発表する。</p> <p>③期待される効果 児童・保護者・地域の方々に学校の歴史を知ってもらう。</p>	<p>①実施時期 令和6年1月</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校</p> <p>③参加人数 300人～400人</p>	<p>・主催団体 江ノ口小学校</p> <p>・共催団体 江ノ口連携協議会 江ノ口小PTA 地区町内会連合会</p>
江ノ口連携協議会の運営事業	<p>①事業の目的 江ノ口連携協議会の運営・地域コミュニティ計画の検討</p> <p>②事業の内容 総会・役員会・理事会の開催</p> <p>③期待される効果 協議会の継続と地域コミュニティ計画の検討</p>	<p>①実施時期 令和5年6月～ 令和6年3月</p> <p>②実施場所 江ノ口小学校及び事務局</p> <p>③参加人数 10人～22人</p>	<p>・主催団体 江ノ口連携協議会</p>

高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金

令和5年度収支予算書

実施団体：江ノ口連携協議会

【収入の部】

(単位：円)

項目	予算額	内 訳
高知市地域内連携協議会 活動促進事業費補助金	200,000	
自己資金	0	
合 計	200,000	

【支出の部】

(単位：円)

事業	項目	予算額	内 訳
江ノ口地区区民運 動会	印刷費	30,000	パンフレット、プ ログラム
江ノ口小学校150 周年記念祭	印刷・製本費	100,000	パンフレット等
	講師料	20,000	
	通信費	10,000	切手・ハガキ等
連携協議会運営事 業	消耗品	20,000	用紙・インク等
	通信費	20,000	切手・はがき・ サーバー使用料
	合 計	200,000	

江ノ口連携協議会会則（改正案）

（名称）

第1条 この会は、江ノ口連携協議会（愛称江ノ口plus）（以下「協議会」という。）と称する。

（活動地域及び事務所）

第2条 協議会の活動の対象とする区域は、おおむね高知市立江ノ口小学校の区域（以下「地域」という。）とする。

2 協議会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いを継続させるとともに、互いに地域の情報を共有し、連携・協力して地域課題の解決等に向けて取り組み、地域個性を活かした住みよい豊かな地域づくりを目指すことを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、必要な事業を行う。ただし、特定の個人又は団体の利益を目的とした活動、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

（会員）

第5条 協議会の会員は、個人会員及び団体会員とし、自主的にこの会に参加を希望するものうち、協議会が認める者とする。

（役員）

第6条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

（理事）

第7条 協議会に理事を置く。

2 理事は地域の各種団体の代表者または役員とする。

3 理事は若干名とする。

（役員及び理事の選任）

第8条 役員及び理事は、総会において、会員の中から選任する。

（役員及び理事の職務）

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、協議会の会務に参画するとともに、事業の推進を担う。

4 事務局長は、協議会の事務を処理する。

5 会計は、協議会の会計事務を行う。

6 監事は、協議会の会計及び資産の状況並びに業務の執行状況の監査を行う。

（役員及び理事の任期）

第10条 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長を除く役員及び理事に欠員が生じたときは、第7条の規定にかかわらず、役員会の承認を得て会長が選任することができる。

3 欠員により選任された役員及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第11条 協議会は、総会の承認のもと、顧問を置くことができる。

（会議）

第12条 協議会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とし、総会は全会員、理事会は役員及び理事で構成し、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会）

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、役員会において

議決があったときに開催する。

- 2 総会は、会長が召集し、議長は、会長又は会長が指名するものがあたる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
 - (3) 役員を選任に関する事。
 - (4) 会則その他規程の制定及び改廃に関する事。
 - (5) その他協議会の重要な事項に関する事。

(総会の書面表決等)

第14条 やむを得ない理由のため出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第12条及び13条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(理事会)

第15条 理事会は、役員及び理事をもって構成し、会長が召集し、議長には、会長又は会長が指名するものがあたる。

2 理事会は、総会を開催する場合を除き、事業を推進するために必要な事項その他協議会に関する事について協議する。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員2分の1以上の者から召集の請求があったときに、会長が召集し、議長には、会長があたる。

3 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会及び理事会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会及び理事会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) 総会及び理事会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会及び理事会機能を代行する事。
- (4) その他総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(専門部会)

第17条 協議会は、事業を円滑に行うため、専門部会を置くことができる。

(会計)

第18条 協議会の経費は、会費、事業収入、賛助金、寄付金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その収支決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第19条 協議会の事務を処理するため、事務局に事務局員を置くことができる。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

- 1 この会則(規約)は、令和2年10月19日から施行する。
- 2 この会則は令和4年6月6日から改正する
- 3 設立総会において選出された役員第9条の規定による任期については、設立総会後の最初の総会の日を起算日とする。
- 4 協議会の最初の会計年度は、設立の日から令和3年3月31日までとする。